

岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画 第2期(案) - 概要版 -

～ 地震に備え、耐震化による安全・安心な「住まい」と「まちづくり」を目指して～

計画の目的等

◆計画の目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」の改定などを踏まえ、これまでの耐震化の促進に向けた取り組みや地域特性を考慮し、達成すべき新たな目標やその実現に向けた施策などを岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画(第2期)として定める。

◆計画の期間

平成30年度から平成38年度の9年間（概ね4年を目処として計画を見直し）

想定される地震と被害の想定

本市に起こりうる主な地震と被害量

	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震
震度	5強～6弱	4～7
建物被害 (全壊+半壊)	約8,300棟	約30,200棟
人的被害 (死者+負傷者)	約5,000人	約2,600人

住宅・建築物の耐震化を促進

被害の大幅な低減

耐震化の現状・目標

現在（平成29年度）（推計）

目標値

住宅

総数	74.7千戸
耐震性を満たす	61.5千戸(82%)
耐震性が不十分	13.2千戸(18%)

9年後（平成38年）	
総数	73.1千戸 ※推計
耐震性を満たす	69.4千戸(95%)
耐震性が不十分	3.7千戸(5%)

民間建築物
(特定既存耐震不適格建築物)

総数	658棟
耐震性を満たす	624棟(94.8%)
耐震性が不十分	34棟(5.2%)

4年後（平成33年）
目標値：平成33年度までに95%以上を達成する見込みのため、さらに耐震化率の向上を目指す

市有建築物

総数	920棟
耐震性を満たす	666棟(72.4%)
耐震性が不十分	254棟(27.6%)

9年後（平成38年）
(優先的に耐震化を実施する建築物*)
目標値：95%以上
※：多数の者が利用する施設及び災害応急対策活動等に必要施設

耐震化を促進するための施策

施策の取組方針

- ◇住宅・建築物所有者が、自主的に耐震化に取り組むことを基本とし、府・市は所有者の取り組みを出来るだけ支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開する

耐震化を促進する支援策の概要

- ◇耐震化等が望まれる地区における取組み支援の強化
- ◇府及び民間事業者と連携した支援制度・支援体制の向上
- ◇「岸和田市空家等対策計画」と連携した空き家対策の推進

耐震改修を行いやすい環境整備

- ◇市民が安心して相談できる体制の整備
- ◇「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム」の活用
- ◇専門家の養成・紹介体制の活用
- ◇新たな耐震改修工法・手法の普及
- ◇耐震バンク登録者への積極的な働きかけ

情報提供や啓発活動などの推進

- ◇広報誌、インターネット、テレビ岸和田等の利用による普及啓発の推進
- ◇諸行事にあわせた講演会等の開催、出前講座のメニュー充実等による多様なニーズへの対応
- ◇防災訓練の機会を活用した情報提供の促進
- ◇地震防災パンフレット等により、市民、建物所有者、市内施設の利用者への周知徹底
- ◇地域や家庭、事業所における防災に関する知識・能力の向上を図り、全体の防災力を向上させることを目的とした防災教育の推進

耐震化の促進に関する指導等

改正耐震改修促進法による指導等

- ◇多数の人が利用する民間建築物で耐震性が未確認の建築物について、耐震改修等の指導・助言、指示等を実施

建築基準法による勧告又は命令等

- ◇保安上危険となる建築物の所有者に対して、建築基準法第10条に基づく勧告又は命令の実施

その他耐震化の促進に必要な取り組み

耐震診断義務化路線等の道路機能の確保

- ◇避難路等の沿道の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を促進

二次構造部材の安全性の向上

- ◇ブロック塀等の安全対策
- ◇ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策
- ◇エレベーターの閉じ込め防止対策

居住空間の安全性の確保

- ◇「部分改修」「耐震シェルター」の設置等、最低限「命を守る」改修等の周知・啓発
- ◇家具の転倒防止、防災ベッド等の活用
- ◇地震火災等による二次災害の防止

関係組織及び他団体との連携

- ◇府の大阪建築物震災対策推進協議会を中心として実施する施策との連携、活用
- ◇建築関係団体や事業者団体との連携強化
- ◇自主防災組織や事業所等と連携して耐震化への意識啓発、耐震診断・改修の促進事業の実施

耐震化を促進するための人材の育成等

- ◇戸別訪問等を担う人材の育成を図る